



市の事業者向け融資あっせん制度

市では、中小企業者を応援する各種融資あっせんを行っています。創業資金、事業の運転資金、自動車や機械の購入資金、事業所の改築資金などさまざまな場面で役に立つ公的融資です。利子補給・保証料の補助が受けられるため、安心してご利用いただけます。

☎生活経済課 ☎内線2543



事業を広げたい、設備を改善したい方へ…



小口事業資金

◆対象

市内に引き続き1年以上住所(法人は本店所在地)を有する中小企業者で、次のいずれにも該当する方。

- ・市内または三鷹市に隣接する地域に事業所があり、同一事業を引き続き1年以上営んでいる
- ・市民税・法人市民税を滞納していない
- ・連帯保証人が1人以上いる
- ・東京信用保証協会の保証対象業種である
- ・事業に必要な許認可などを受けている

特定小口事業資金

◆対象

小口事業資金融資の対象で、次のいずれにも該当する中小企業者

- ・この融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資の合計残高が1,250万円以下
- ・常時使用する従業員が20人(卸売業・小売業・サービス業は5人)以下

◆用途・限度額

運転資金=700万円、設備資金=1,000万円

◆利率(年利)

0.85%(市が1.125%を利子補給)

◆貸付期間

5年以内(据え置き6カ月以内を含む)

◆信用保証料の半額を補助

不況対策緊急資金

◆対象

小口事業資金融資の対象で、最近3カ月と最近1年間の売上高(生産額)とが、1~3年前のいずれかの年の同時期と比べて10%以上減少している中小企業者

特定不況対策緊急資金

◆対象

不況対策緊急資金融資の対象で、次のいずれにも該当する中小企業者

- ・この融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資の合計残高が1,250万円以下
- ・常時使用する従業員が20人(卸売業・小売業・サービス業は5人)以下

◆用途・限度額

運転資金=800万円

◆利率(年利)

◇0.35%(市が1.625%を利子補給)

◇特定不況対策緊急資金の対象で、国の定める景気対応緊急保証制度の指定業種に該当する方は、市が全額を利子補給

◆貸付期間

6年以内(据え置き12カ月以内を含む)

◆信用保証料の全額を補助

最近、売上げが落ち込んでしまった方へ…



◆申込方法

- ・次の必要書類を生活経済課(第二庁舎2階)へ
- ・所定の申請書(同課窓口で配布するほか、市のホームページからダウンロードできます)
- ・設備資金の融資を希望する場合は見積書
- ・許認可が必要な事業の場合は許認可書などの写し
- ・市民税(法人市民税)納税証明書または非課税証明書
- ・確定申告書および決算書の写し(法人の場合)

- ・合は直近事業年度)
- ・税務署に提出した書類すべて
- ・登記事項証明書(法人のみ)
- ・所定の売上高(生産高)比較表と記載内容が確認できる帳簿などの写し(特定)不況対策緊急資金の融資を希望する方のみ)
- ※金融機関の審査で別途書類の提出を求められる場合があります。くわしくは各金融機関へお問い合わせください。

◆注意事項

- ◇連帯保証人
原則として、個人の場合は信用保証協会、法人の場合は信用保証協会と法人の代表者の個人保証です。
- ◇保証料補助の返還
償還期間前に一括返済し、東京信用保証協会から保証料の返還を受けた場合、補助した保証料を補助割合に応じて市に返還していただきます。
- ◇融資の追加・併用
各資金の併用のほか、限度額内であれば同じ資金の中で追加融資が可能です。

起業者を応援します!

創業資金融資あっせん制度

◆対象

市内でこれから創業する、または創業して1年未満の事業者で次の①~③の要件を満たし、④~⑧のいずれかに該当する方。

- ① 市内に1年以上、住所がある
 - ② 市民税を滞納していない
 - ③ 創業までに、必要な許認可を受けられること
 - ④ 都内の企業に継続して3年以上または、通算5年以上勤務経験があり、同一業種の事業を創業する方(退職後6カ月以内)
 - ⑤ 特許法・実用新案法・意匠法の登録を受けた技術を有し、それを活用した事業を創業する方
 - ⑥ 法律に基づく資格を活用し、事業を創業する方
 - ⑦ ④・⑥に該当する方と共同して事業を創業する方
- ※過去5年間に事業主だった方は対象外(⑤⑥に該当する方を除く)。

◆用途・限度額

運転資金・設備資金
1,000万円

◆利率(年利)

0.85%

◆貸付期間

7年以内(据え置き12カ月を含む)

◆信用保証料の全額を補助

☎事前に生活経済課(第二庁舎2階) ☎内線2543へ連絡のうえ、所定の申請書類(同課窓口と市のホームページで配布)に必要事項を記入し、前年度の市民税納税証明書、見積書(設備資金を希望の方)、商業登記簿謄本(法人の方)を添えて同課(第二庁舎2階)へ

※要件によって必要書類が異なります。くわしくはお問い合わせください。



☎株式会社日本政策金融公庫 三鷹支店 ☎43-1151

◆「セーフティネット貸付」の金利引き下げ措置の拡充など
雇用の維持・拡大に取り組み企業の運転資金の金利引下げ措置を0.1%から0.2%に拡充します。そのほか実施済みの拡充措置の取扱期間を平成23年3月まで延長します。

※取扱期間は9月末まで

◆設備資金融資利率特例制度の創設
設備資金の融資後2年間の貸付利率を0.5%引き下げます。

◆設備資金貸付利率特例制度の創設
設備資金の融資後2年間の貸付利率を0.5%引き下げます。

日本政策金融公庫の 中小企業向け融資制度が拡充

円滑な資金供給と設備資金の支援を通じて、景気の下支えを行うため、2月15日から融資制度を拡充しました。